

＜教科指導＞家庭

普通科における消費者教育の取組

愛知県立蒲郡東高等学校教諭 天 野 真 美

はじめに

消費者被害に占める低年齢層の割合が増加の一途をたどっている。そのため、若年層に対する消費者教育の充実が求められている。愛知県県民生活部県民生活課（以下県民生活課）では、平成 22 年度より重点的に取り組む施策の 1 つとして「消費者教育の更なる強化」を打ち出し、消費者教育の導入・実践の支援に乗り出している。また、今年 5 月に文部科学省から出された「高等学校学習指導要領解説（家庭編）」（表 1）においても、消費者教育は重点目標の 1 つに挙げられている。

表 1 高等学校学習指導要領解説（家庭編）抜粋

本校における家庭科での消費者教育は、1 年次に全員が履修する「家庭基礎」2 単位の中で行なわれている。実施時期については、学校教育費の支出の多い入学当初が適切であると考え、4 月から消費者教育分野の授業を展開している。ここでの資料として、県民生活課が発行している「あいち暮らしっく特集号」を以前から利用させていただいていた。昨年度、この消費生活情報紙を作成するワーキンググループの一員として会議に参加させていただき、さらに今年度、本校が消費者教育の導入・実践を支援するモデル校の指定を受け、消費者教育の強化を図っている。その取組について報告する。

Table with 2 columns: Section (第1節 家庭基礎, 2 内容とその取扱い) and Content (生活の自立及び消費と環境, 家庭経済の現状...)

1 家計の収入と支出

本校の「家庭基礎」においては、入学当初に高等学校 1 年間の学校教育費を調べることにより、各自の家計の収入と支出について考えさせている。表 2 下は授業プリントの 1 ページ目である。特に今年度は、授業料の無償化が行なわれたため、感想にこのことを記入する生徒が多くいた。また、生徒のデータはコンピュータを利用してグラフ化し、家庭科通信（表 2 上）としてフィードバックしている。第三者のデータ結果ではなく、自分たち自身の結果であるため、興味・関心も一段と高いようである。また、家庭科の授業内容の PR も兼ねて、該当クラスの担任にも家庭科通信を配布している。

表 2 学校教育費

Table of school fees (表 2) and a bar chart (表 2 学校教育費平均) showing average fees for A, B, and C classes. Includes a note about the impact of tuition-free education.

2 多様化する支払方法（カード社会）への対応

生徒の使用しているカードの種類について把握をさせ、近い将来持つ可能性が高く、トラブルの原因になりやすいクレジットカードについての指導も行なっている。特に、後払いの仕組みや、キャッシング、20歳代に多いクレジットカードの使い過ぎによる多重債務と自己破産の仕組み、カード紛失時の対応については時間をかけて説明をし、時間がある場合はビデオ教材等を利用しながら指導を行なっている。

3 悪質商法への対応

(1) 「あいち暮らしっく特集号」の活用

県民生活課が発行している「あいち暮らしっく特集号」（年1回発行）は、高等学校（公民科・家庭科・商業科）と中学校（社会科・家庭科）の教員が作成会議に参加し、若者向けに作成された消費者被害未然防止啓発紙である。中・高の各学校に配布され、県民生活課のホームページ（以下HP）にも掲載されている。今年1月に発行されたものには、契約の成り立ちから悪質商法の種類と手口、そして対処方法が実際の相談内容を参考にして、わかりやすく作成されているため、授業で生徒に配布し活用させていただいている。説明の際には、同時に発行されている「あいち消費者教育レポート」が大変役に立った。図1は「あいち暮らしっく特集号」の一部、図2は「あいち消費者教育レポート」の一部である。図2は、図1のページを縮小して載せてあり、その周りに内容の解説と参考資料が記入してある。つまり、「あいち消費者教育レポート」は教員用の指導書となっている。なお、今年度版については、教材として活用できるものを検討中である。

図1 あいち暮らしっく特集号

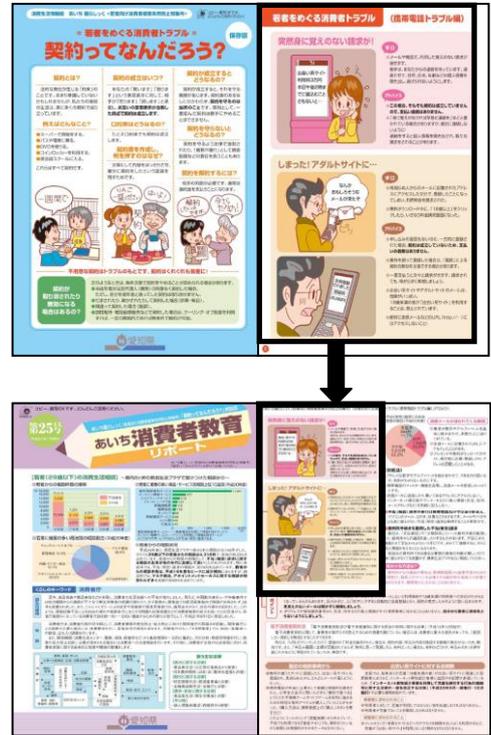


図2 あいち消費者教育レポート

(2) ロールプレイングの活用

県民生活課は、HP上でも消費者情報を提供していて、そこには家庭科の消費者教育で利用可能なデータがいろいろと掲載されている。授業でよく活用しているのが、「ゲームとミニ芝居で身につけよう悪質商法撃退法」の1つ、ロールプレイングシナリオである。これを利用して、生徒たちに悪質商法の体験を行なわせた。教師の説明だけよりも、シナリオを見ながらであっても、その人物になって実際に演じることにより実感がわくようで、生徒たちには好評であった。生徒の感想は次の通りである。



図3 県民生活課HP



図4 悪質商法撃退法HP



図5 ロールプレイング

◎この授業で悪質商法の具体的な手口を知ることができました。自分の身近にありそうなことばかりだったので、他人事だとは思わずに気を付けていきたいです。

◎見たり聞いたりしているだけとは違って、演じてみると自分が実際に体験しているような気分になりました。もし将来、友達や自分がこういうことに巻き込まれてしまっても、授業で演じたことを思い出し対処したいです。

◎振り込め詐欺を演じているだけなのに、なんかそういう雰囲気になってしまい、払いそうな気分になってしまいました。演じると感情移入ができるのではないかと思います。

◎クラスの皆の前で演じるのはすごく恥ずかしかったけれど、演じたことでどういう風にだまされるのかがよくわかりました。とても巧妙な手段を使って勧誘してくるので、誰でもだまされてしまうと思いました。

◎何で詐欺に遭うのだろうと思っていただけ、被害者の気持ちになりきって演じてみたらつい焦ってしまうのも少しわかったので、この劇を参考に冷静に対処できるようにしていきたい。

4 消費生活講座の利用（モデル校における消費者教育の導入・実践事業）

本校では消費生活講座の開催は初めてであったため、講座の名称は「消費者トラブル未然防止対策講座」とした。申し込み時のテーマは「携帯電話を含めたネットトラブルの現状とその対策について」とし、目的は「若者をめぐる消費者トラブルについて専門家から現状とその対策方法について話を聞き、被害を未然に防ぐことができる知識を身に付けること」とした。また、講師の希望として「現場で直接トラブルの相談にあたっている消費生活相談員の方」としたが、これは「家庭基礎」を履修している1年生だけでなく、全校生徒を対象の講座開催を考えていたため、出来る限り現場の生の声を聞かしてもらい、被害を未然に防ぎたいという思いがあったからである。今回は消費者教育のモデル校に指定されての消費生活講座の開催であったが、県民生活課では消費者教育啓発の一環として、消費生活講座は普段から随時行なっている。

(1) 事前準備

今回派遣される講師の方の希望により、生徒の現状を把握するための事前アンケートと、生徒参加型の講座にするための寸劇のシナリオが送られてきた。アンケートは「家庭基礎」を履修している1年生全員に行なった。その結果（図6）を参考に、講師の方が当日のレジュメの作成を行なう。寸劇については、演劇部に依頼をした。

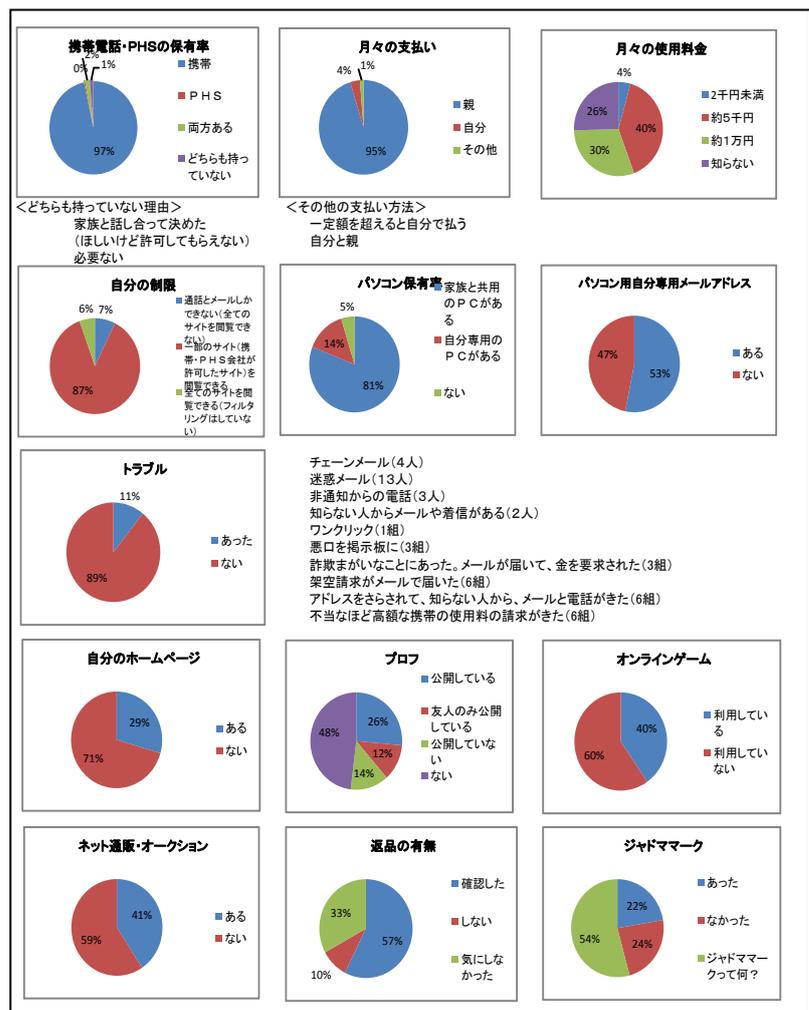


図6 事前アンケート結果

(2) 消費生活講座

1学期の保護者会が行われている午後の時間を利用して、本校体育館で消費生活講座を行なった。講座内容は、県民生活プラザの紹介から始まり、演劇部による寸劇「ケイタイで高額請求!」、生徒がラーメン屋とお客に扮して行った契約の成立方法、高校生が被害に遭いやすい悪質商法の事例、クイズによるクーリングオフ活用法、そして、事前アンケートで生徒たちが質問したことへの回答で締めくくられた。1時間ほどの講座であったが、座って聴いている全校生徒の中に講師の方が入って行って、小道具を上手く活用し、生徒参加型で講座が進められ、有意義なものとなった。生徒の感想は次の通りである。

◎クーリングオフについて詳しく知ることができました。自分には関係ないと思っていたけれど、今日の話聞いて意識が変わりました。将来は被害に遭わないように気を付けようと思いました。そのためにも、今日教わったことを忘れないようにしたいと思いました。

◎以前パソコンをしていた時に何百万円ものお金を請求されたことがあり、親に相談して事無きを得ました。今後は親はもちろん、県民生活プラザに相談するようにしたいと思います。また、はっきりと「いりません」と断れるようになりたいと思います。

◎「結構です」「いいです」という言い方で断ったつもりでいましたが、実際にはできていないことを知りました。気を付けないと大変なことになるんだとしみじみ思いました。



図7 寸劇「ケイタイで高額請求!」



図8 契約の成立

おわりに

図6の事前アンケート結果からもわかるように、「携帯電話等の保有率」は本校の1年生で97%であった。また、「パソコン(以下PC)の保有率」については、「家族と共用のPCがある」生徒が81%、「自分専用のPCがある」生徒は14%であった。現代は、携帯電話やインターネットを使った悪質商法なども多く、低年齢のうちからその被害に遭う可能性が高くなっている。また、悪質商法や無理なクレジットの支払いがきっかけとなり、多重債務に陥る場合もある。被害を未然に防ぐためには、若年層での消費者教育への取組が重要となる。ところが、「平成20年度版 国民生活白書 第2章 消費者政策の経済分析 第3節 我が国の消費能力」によると、全国の15歳以上80歳未満の男女4,164人に、「消費者教育を受けたことがあるかどうか」きいたところ「ない」と回答した人が77.0%と大部分を占め、「ある」と回答した人の割合はわずか「11.4%」であった。消費者教育を受けたことがあると回答した人に、どのような機関で受けたかについては、「小・中学校、高等学校の授業で受けた」と回答した人の割合が56.8%で最も高く、「職場での講習会等で受けた」は20.2%、「地域での講習会等で受けた」は17.5%であった。この結果からも、小・中・高等学校において消費者教育を行う必要性が高いことがわかる。特に、社会経験の無い高校生に消費者教育を行えば、被害を未然に防ぐ効果は高くなる。できるだけ具体的で実態に即した消費者教育を進めていくためには、家庭科の教員のスキルアップはもちろんのこと、今回の消費生活講座のような外部の力の活用が必要不可欠である。今後は、さらに「家庭基礎」における消費者教育の充実を目指し、消費者被害を未然に防ぐことのできる生徒たちの生きる力を育てていきたい。